

2021年8月24日

教職員・学生（来日予定者含む） 各位

国際戦略本部

**新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置等について
（水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について等）**

厚生労働省および外務省より水際対策措置等について以下のとおり通知がありましたので通知します。

1. 「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」の追加指定等について
8月11日付で「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」の追加指定、措置の変更、指定解除があり、8月14日より以下の措置が実施されています。

【検疫所指定施設における待機期間】 ※検疫所指定施設における待機を含め、入国後 14 日間（入国日を 0 日目とする）の待機が必要です。

- ・ 6日間待機に指定： インド、ザンビア、スリランカ、ネパール、モルディブ
- ・ 3日間待機に指定： アンドラ、イスラエル、英国、カンボジア、フランス、パキスタン、米国（アラスカ州、サウスカロライナ州、テネシー州、ネブラスカ州）、マルタ、マレーシア、モザンビーク、レバノン、ロシア（アムール州、ヴォルゴグラード州、オリョール州、カバルダ・バルカル共和国、北オセチア共和国、モスクワ市）
- ・ 指定解除： ウガンダ、ドミニカ共和国

（参考）外務省：新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置

（水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C118.html

※空港から検疫所指定施設までの移動手段（バス等）は検疫所が準備します。また、検疫所指定待機施設における宿泊費、食費、検査費用は検疫所負担となります。検疫所指定施設を退所後、次の待機場所（ホテルや自宅）までの移動手段（入国者専用ハイヤー等）は渡航者の方で準備する必要がありますので、ご注意ください。

2. 在留資格保持者の再入国拒否について（2021年6月15日付通知の再掲、2021年8月24日更新）
 - ・ 2021年8月13日付でパキスタンからの在留資格保持者の再入国拒否が解除されま

した。8月13日現在、再入国拒否の対象となっているのは、アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、モルディブの6か国です。

- ・ 今後の感染状況によっては再入国拒否対象地域が拡大される可能性があります。海外渡航については、「新型コロナウイルスに対する本学の方針について（第10版）」、「海外渡航にかかる可否判断基準」に基づきご判断いただいているところかと存じますが、在留資格保持者の方が海外渡航を検討されている場合は、最新の情報を収集の上、一層慎重にご判断いただきますようお願いいたします。
- ・ 再入国拒否実施開始日の前日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者については原則特段の事情があるとして再入国が認められますが、実施開始日以降に出国した場合は当分の間再入国が認められません。なお、「特別永住者」については、再入国拒否対象とはなりません。
- ・ 再入国拒否措置は、当該国・地域を実施開始日0時（日本時間）前に出発し、同時刻以降に日本に到着した場合は対象外となります。
- ・ 実施開始日以降、上記措置に準じ、令和2年8月31日までに再入国許可をもって現在上陸拒否の対象地域に指定されている国・地域に出国した者であって、その国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された後、再入国許可の有効期間が満了し、その期間内に再入国することができなかつたとして新たに在留資格認定証明書を取得し査証の発給を受けたもののうち、本邦への入国14日以内に再入国拒否対象国・地域に滞在歴のあるものについては、当分の間、原則として再入国が拒否されます。

3. 外国人による新規入国の一時停止の継続について(2021年3月19日付通知の再掲)

3月18日付で、政府より、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間実施することとされていた以下の措置を、「当分の間」、継続するとの通知がありました。

- ① ビジネストラック及びレジデンストラックの一時停止
- ② 全ての国・地域からの新規入国（レジデンストラックの仕組みを準用）の一時停止
- ③ 全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

(参考)厚生労働省：水際対策強化に係る新たな措置(10)(外国人の新規入国等の一時停止の継続) (2021. 3. 18)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000755575.pdf>

4. 「教授」の在留資格の方の新規渡日時に必要な防疫措置について(2021年6月22日付通知の再掲)

2021年1月14日以降、レジデンストラックによる外国人の新規渡日は停止されていますが、2021年4月以降、『「教育」又は「教授」の在留資格を取得する者で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じており、その補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要があるもの』については、特段の事情があるとして、査証が発行され、入国が認められている事例がございます。その場合に必要な防疫措置については、在外公館により指示が異なり、機関発行の誓約書を求められる事例もございますので、必ず事前に在外公館にご確認いただきますようお願いいたします。

(参考) 出入国在留管理庁:新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (※2 (2) エ)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf>

5. **厚生労働省「入国者健康確認センター」の設置について**(2021年5月10日付通知の再掲)
入国者の待機期間中は、「入国者健康確認センター」がフォローアップを行うことになりました。詳細については、以下のURLからご確認ください。

厚生労働省：入国者健康確認センター

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

6. **誓約書(個人)の更新について**(2021年7月16日付通知の再掲、2021年8月5日更新)
- ・ 日本入国時には誓約書(個人)の提出が必要です。7月15日付で誓約書(個人)が更新されました。今後は新しい様式を使用してください。
日 <https://www.mhlw.go.jp/content/000806701.pdf>
英 <https://www.mhlw.go.jp/content/000806702.pdf>
 - ・ 入国時に検疫所に提出する誓約書の誓約事項に違反した事例が厚生労働省のHPで公表されています。違反者は、氏名等を公表され、検疫法に基づき停留の対象となるほか、在留資格保持者が違反した場合は、在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となる場合があります。入国時の防疫対策の遵守を徹底してください。
厚生労働省：入国時の誓約に違反した事例について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00282.html
7. **スマートフォン不所持者について**(2021年3月31日付通知の再掲)
- ・ 入国時に日本で電話が使用可能なスマートフォンを所持していない場合、空港でスマートフォンを借り受けるよう求められます。具体的には、検疫手続の際に、必要なアプリを利用できるスマートフォンの所持を確認できない場合、入国前に制限エリア内でスマートフォンをレンタルするよう要請されることとなります。
 - ・ レンタルにかかる費用は入国する方の自己負担となり、クレジットカードでの支払いが必要となります。

- ・ レンタル費用等については以下の URL からご確認ください。
検疫エリア内でのレンタルを実施している事業者（3月25日時点）
株式会社ビジョン：<https://www.vision-net.co.jp/news/20210319002098.html>

8. 入国時にインストールが必要なアプリについて(2021年7月16日付通知の再掲)

- ・ 空港における検疫手続の際に、入国後14日間必要なアプリのインストール状況が確認されます。日本入国前にインストールまで完了してください。
※注意：アプリインストールのために必要なOSバージョンは、iPhone 端末で iOS 13.5 以上、Android 端末で Android 6.0 以上となります。
- ・ インストールが必要なアプリは以下の3種類です。
 - ① Google Map（位置情報記録）
 - ② MySOS（現在地報告、健康状態の報告、ビデオ通話による居所確認）
 - ③ COCOA（接触確認）

※居所確認及び健康報告が MySOS アプリに統合され、OEL アプリの利用およびメールを通じた健康報告がなくなりました。なお、厚生労働省によると、MySOS アプリの健康報告は、入国日の翌々日からしか利用できないようです（7月16日現在）。

【厚生労働省・検疫所・入国者健康確認センター：「14日間の待機期間中」のルール】

日 <https://www.mhlw.go.jp/content/000806869.pdf>

英 <https://www.mhlw.go.jp/content/000806890.pdf>

中 <https://www.mhlw.go.jp/content/000806903.pdf>

9. 検査証明書について(2021年3月19日付通知の再掲、2021年7月27日更新)

- ・ 3月19日より、検査証明不所持者は、検疫法に基づき上陸等できないこととし、不所持者は航空機への搭乗を拒否されます（日本人、在留資格保持者も対象）。
- ・ 4月19日より、検疫における検査証明の確認が一層厳格化されています。出国時の搭乗手続や本邦入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐり様々なトラブルや混乱が生じていることから、このような問題を避けるためにも、入国者には厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得していただくようお願いいたします。
- ・ 厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、本邦検疫及び各航空会社に無効なものとして取り扱われます。有効と認められる検体及び検査方法等の所定の事項を十分にご確認願います。また、検査証明書の記載内容に記入漏れ等の不備がないか十分にご確認願います。

- ・ 厚生労働省の所定の要件を満たす場合は、任意のフォーマットも使用可能ですが、仮に任意のフォーマットによる検査証明を取得する場合には、航空機の搭乗時及び本邦入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあります。ほか、場合によっては搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがあることにご注意ください。

【検査証明書のフォーマット】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

※日英併記、アラビア語、イタリア語、インドネシア語、ウクライナ語、ウルドゥー語、オランダ語、韓国語、スペイン語、タイ語、中国語、ドイツ語、フランス語、ベトナム語、ペルシャ語、ポルトガル語、ロシア語のフォーマットが掲載されています。

10. 質問票について (2021年2月3日付通知の再掲、2021年4月8日更新)

- ・ 入国時に検疫所に提出する「質問票」については、順次電子化が進められているところですが、現在、成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港から入国する場合は**質問票の事前Web登録が必要**となっています。
- ・ Web登録後、QRコードが発行されますので、入国時に検疫所でQRコードを提示してください。QRコードの提示により紙の質問票の提出は不要となります。

【WEB 質問票】

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

(日・英・中・韓・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語 ※上部に言語の選択ボタンがあります。)

【WEB 質問票に関するチラシ】

(日本語)	https://www.forth.go.jp/news/000063743.pdf
(英語)	https://www.forth.go.jp/news/000063744.pdf
(簡体字)	https://www.forth.go.jp/news/000063745.pdf
(繁体字)	https://www.forth.go.jp/news/000063746.pdf
(韓国語)	https://www.forth.go.jp/news/000063747.pdf
(ベトナム語)	https://www.forth.go.jp/news/000063749.pdf
(タガログ語)	https://www.forth.go.jp/news/000063750.pdf
(インドネシア語)	https://www.forth.go.jp/news/000063751.pdf
(タイ語)	https://www.forth.go.jp/news/000063752.pdf
(ポルトガル語)	https://www.forth.go.jp/news/000063753.pdf
(スペイン語)	https://www.forth.go.jp/news/000063754.pdf

【厚生労働省：記入方法】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000783665.pdf>

11. 健康カードについて

入国者は、入国時に検疫所に「健康カード」を提出する必要があります。健康カードの最新版については、以下の URL からご確認ください。

日 <https://www.forth.go.jp/news/000064421.pdf>

英 <https://www.forth.go.jp/news/000064422.pdf>

12. 海外渡航者用の新型コロナワクチン接種証明書について

- ・ 各自治体で渡航者向けの新型コロナウイルスワクチン接種証明書の交付が可能です。接種証明書の申請手続き等については住所地の各市町村の HP 等をご確認ください。

【接種証明書様式】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html#certificate

- ・ 外務省の HP で海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧が随時更新されています。以下からご確認ください。

外務省：海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

13. 海外在留邦人向けの新型コロナウイルス・ワクチン接種事業について(2021年7月2日付通知の再掲)

2021年8月1日から、日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等向けに成田空港及び羽田空港においてワクチン接種事業が実施されます。また、7月2日以降、職域接種会場での接種も可能となっています。詳細については、以下の通知をご確認ください。

- ・ 外務省：日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

本取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更される可能性があります。引き続き情報収集し、追加の情報が入り次第随時お知らせしますが、外務省ホームページや各国の在外公館ホームページ等により最新の状況を把握いただくとともに、引き続き入国後の防疫対策の徹底にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(関連ウェブサイト)

【外務省】

新型コロナウイルス感染症への対応

https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page25_002019.html

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置 (外国人の方が利用される際の査証の申請等について)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

ビジネストラック・レジデンストラック・全世界を対象とした新規入国

(本邦入国／帰国の際に必要な手続・書類等について)

(入国拒否対象地域に指定されている国・地域 (感染症危険情報レベル 3))

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002003.html

ビジネストラック・レジデンストラック・全世界を対象とした新規入国

(本邦入国／帰国の際に必要な手続・書類等について)

(入国拒否対象地域に指定されていない国・地域 (感染症危険情報レベル 2))

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002004.html

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

【経済産業省】

レジデンストラック及び全ての国・地域からの新規入国受入の手続きについて

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020Rt2.pdf>

よくあるご質問

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020FAQ.pdf>

【厚生労働省】

水際対策に係る新たな措置について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

【出入国在留管理庁】

新型コロナウイルス感染症関連情報

http://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html

外国人の在留申請・生活支援

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html

日本人・在留資格保持者（再入国）（ビジネストラックを除く）

※但し、入国前14日以内に以下の国に滞在歴のある在留資格保持者の再入国は当分の間拒否
 インド、ネパール、モルディブ、スリランカ、アフガニスタン、バングラデシュ

①水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域： インドネシア、キルギス	②水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域： アフガニスタン、アラブ首長国連邦、 インド、ザンビア、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、モルディブ	③水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域： アイルランド、アルゼンチン、 アンドラ、イスラエル 、イラン、ウルグアイ、 英国 、エクアドル、オマーン、オランダ、カザフスタン、 カンボジア 、キューバ、ギリシャ、コスタリカ、コロンビア、ジョージア、ジンバブエ、スリナム、スペイン、セーシェル、タイ、タンザニア、チュニジア、チリ、デンマーク、トリニダード・トバゴ、トルコ、ナミビア、 バキスタン 、パラグアイ、フィジー、フィリピン、フィンランド、 フランス 、ブラジル、米国（アイダホ州、アーカンソー州、 アラスカ州 、アリゾナ州、インディアナ州、オクラホマ州、オレゴン州、カンザス州、ケンタッキー州、コロラド州、 サウスカロライナ州 、テキサス州、 テネシー州 、ネバダ州、 ネブラスカ州 、ミシシッピ州、ミズーリ州、モンタナ州、ユタ州、ルイジアナ州、ワイオミング州、ワシントン州）、ベネズエラ、ペラルーシ、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、 マルタ、マレーシア 、南アフリカ共和国、 モザンビーク 、ヨルダン、リビア、ルクセンブルク、 レバノン 、ロシア（アストラハン州、 アムール州 、イヴァノヴォ州、 ヴォルゴグラード州 、ウドムルト共和国、ウラジーミル州、 オリョール州 、 カバルダ・バルカル共和国 、カレリア共和国、 北オセチア共和国 、クラスノヤルスク地方、サハ州、サラトフ州、サンクトペテルブルク市、チェリャビンスク州、トイヴァ共和国、ニジェゴロド州、 モスクワ市 、モスクワ州) ④水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域： 米国（フロリダ州）	⑤変異株確認国： https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html ⑥感染症危険レベル 2・3
--	---	---	---

1	誓約書（個人）1通	誓約書（個人）1通	誓約書（個人）1通	誓約書（個人）1通
2	◎検査証明書（注2）	◎検査証明書（注2）	◎検査証明書（注2）	◎検査証明書（注2）
3	・空港検査	・空港検査	・空港検査	・空港検査
4	・ 10日間 検疫所指定施設待機,3日・6日・10日後検査(注4)	・ 6日間 検疫所指定施設待機,3日・6日後検査(注4)	・ 3日間 検疫所指定施設待機,3日後検査(注4)	
5	・スマートフォンの所持またはレンタル	・スマートフォンの所持またはレンタル	・スマートフォンの所持またはレンタル	・スマートフォンの所持またはレンタル
6	◎位置確認アプリ等のアプリインストール	◎位置確認アプリ等アプリのインストール	◎位置確認アプリ等アプリのインストール	◎位置情報確認アプリ等アプリのインストール
7	◎14日間待機/健康観察	◎14日間待機/健康観察	◎14日間待機/健康観察	◎14日間待機/健康観察
8	◎健康報告(MySOS)	◎健康報告(MySOS)	◎健康報告(MySOS)	◎健康報告(MySOS)
9	◎14日間公共交通機関不使用	◎14日間公共交通機関不使用	◎14日間公共交通機関不使用	◎14日間公共交通機関不使用
10	・事前のWEB質問票登録・入国時QRコード提示/質問票提出	・事前のWEB質問票登録・入国時QRコード提示/質問票提出	・事前のWEB質問票登録・入国時QRコード提示/質問票提出	・事前のWEB質問票登録・入国時QRコード提示/質問票提出
11	・健康カード	・健康カード	・健康カード	・健康カード

(注) 1. 「教授」の在留資格の方の特段の事情による新規入国にかかる防疫措置については、在外公館にご確認ください。
 2. 検査証明不所持者は、航空機への搭乗拒否、上陸拒否の対象となる措置が実施（日本人・在留資格保持者含む）されています。
 3. レジデンストラックによる外国人の新規入国は当面の間停止されています。
 4. 空港から検疫所指定施設までの移動手段（バス等）は検疫所が準備します。また、検疫所指定施設における宿泊費、食費、検査費用は検疫所負担となります。